

一般社団法人飯能市学童クラブの会 運営規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人飯能市学童クラブの会定款第4条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、一般社団法人飯能市学童クラブの会（以下「学童クラブの会」という。）が運営する学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の設置、管理及び利用について必要な事項を定めることにより、家庭において保育を必要とする小学校児童の継続した生活の場を確保し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの育成、適切な遊びや生活の支援（以下、「育成支援」という。）を行う。そのことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において「保育を必要とする」とは、次に掲げる事由により児童が放課後または学校休業日に保護者の保護育成を受けられないことをいう。

- (1) 保護者が就労、就学または技能訓練をしていること
- (2) 保護者が疾病または心身の障害の状態にあること
- (3) 保護者が看護または付添いをしていること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事会が相当と認める事由

2. この規約において「利用者」とは、学童クラブを利用している児童をいう。

(運営方針)

第3条 学童クラブの会は、子どもを中心に豊かな生活の場を提供することを基本とし、次に掲げる方針に基づき事業を運営する。加えて放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「設備基準」という。）及び放課後児童クラブ運営指針（以下、「運営指針」という。）を遵守しつつ、健全で安定的な運営

を行うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの笑顔を守り、子どもの人権を尊重し、ひとりひとりの違いを踏まえて健やかな育ちを保障する。
- (2) 子どもたちを安心して預けられる場所を保障し、保護者の就労を守る。
- (3) 保護者と指導員が連携し、より良い子育ての環境を作る。

(名称及び位置)

第4条 学童クラブの名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(対象児童)

第5条 学童クラブの入所対象者は、原則として飯能市内の小学校に在籍している保育を必要とする児童とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、1つの学童クラブ（支援の単位）の専用区画の面積を1.65（㎡）で除して得られた数（小数点未満切捨て）を上限として設定する。ただし、上限を超えた申込みがあり、その数を超えて児童を受け入れて保育を実施する際は、施設の規模や職員による支援に支障がない場合において、弾力的な受け入れができる。

2. 支援の単位または学童クラブの分割については、実人数、平均利用人数、利用実績人数を総合的に勘案して進めていくものとする。

(職員の職種、員数)

第7条 学童クラブにおける職員の種類は、放課後児童支援員（以下、「支援員」という。）と補助員（支援員が行う育成支援について支援員を補助する者をいう。以下、「支援員等」に含めるものとする。）とする。

2. 支援員等は、正規指導員及びパート指導員とし、正規指導員は学童クラブの会が定めた勤務時間のすべてを勤務する者（以下、「常勤」という。）とする。

3. 支援員等は、支援員を支援の単位ごとに2人以上配置する。ただし、1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

(1) 児童数に応じた支援員等の配置は次のとおりとする。

児童数	職員数
～20	2
21～30	3
31～50	4
51～60	5
61～	6

(2) 障害児が在籍するときは、前項の職員数に次のとおり加配する。

障害児の数	加配数
1,2	1
3～5	2
6～	3

(3) 障害児の障害の度合い等により、必要に応じて(2)の加配数に加えて増員することができる。

(休業日)

第8条 学童クラブの休業日は次のとおりとする。ただし、理事会は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 8月14日及び8月15日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

(開所時間)

第9条 学童クラブの開所時間は、小学校終業時刻から午後7時までとする。ただし、学校休業日においては午前7時30分から午後7時までとする。

2. 理事会は、特に必要があると認めたときは、各学童クラブの実情に応じて前項の時間を変更することができる。

(保育料)

第10条 利用者の保護者は、別途定める保育料を納付しなければならない。保育料の額は別表2のとおりとする。

2. 保育料には、おやつ代、教材費等学童クラブを運営する上で必要な全ての費用が含まれる。
3. 学童クラブが保育料以外に徴収できる経費の種類、金額及び徴収方法は別表3のとおりとする。

(保育料の減額)

第11条 理事会は、特に必要があると認めたときは、保育料を減額することができる。減額できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一人親世帯
- (2) 同一世帯から1年から6年までに2人以上の利用者がいるとき
- (3) 生活困難家庭
- (4) 前号に掲げるものの他、理事会が特に必要があると認めたとき

(入所金)

第12条 学童クラブに入所が決定した児童の保護者は、別途定める入所金を納付しなければならない。入所金の額は、別表2のとおりとする。

2. 入所金は退所するまでの間有効とし、退所時においても返還しない。

第2章 入所・休所・退所

(入所手続等)

第13条 児童を学童クラブに入所させようとする保護者は、学童クラブの会入所申請書(第1号様式)を、入所を希望する学童クラブの職員を経由し、理事会に提出しなければならない。

2. 前項の申請書には、就労証明書(第2号様式)又は申立書(第3号様式)を添付しなければならない。
3. 理事会は、入所の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(入所の承認)

第14条 理事会は、入所申請書を受領したら、申請書等の内容を確認し、審査を行う。

2. 理事会は、審査を行うにあたって必要と認めるときは、児童の保護者と面接又は必要と認める書類の提出を求めることができる。
3. 入所の承認期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。
4. 理事会は、前各号の審査の結果、学童クラブの入所を決定したときは、学童クラブ入所承認通知書(第4号様式)により児童の保護者へ通知する。ただし、理事会の決定によりこの通知を省略することができる。
5. 理事会は、入所の審査及び承認手続を各学童クラブの職員に委任することができる。

(入所の不承認)

第15条 理事会は、入所を承認できない場合は、その理由を付し、学童クラブ入所不承認通知書(第8号様式)により児童の保護者へ通知するものとする。

(入所承認の取消し等)

第16条 理事会は、次の各号の一に掲げるものにより入会の承認を取り消し、または利用を停止するときは、その理由を付し、学童クラブ入所承認取り消し・停止通知書(第9号様式)により利用者の保護者へ通知するものとする。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき
- (2) この規約及び理事会の指示に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事会が特に必要があると認めたとき

(緊急保育)

第17条 保護者の入院及び理事会が特に必要があると認めた場合は、緊急的に児童を受け入れることができる。

2. 緊急保育を受けようとする児童の保護者は、入所申請書(第1号様式)を、入所を希望する学童クラブの職員を経由し、理事会に提出しなければならない。
3. 前項の申請書には、児童調査書・同意書・申立書・入院証明書(入院手続書類)を添付し

なければならない。

(保育料の徴収方法)

第18条 保育料は、毎月5日までに当月分を納付しなければならない。

2. 保育料の納付は、指定金融機関からの口座振替による。
3. 保育料等の徴収手続きは別途定める。

(保育料の減額手続)

第19条 第11条に定めるところより保育料の減額を受けようとする利用者の保護者は、学童クラブ保育料減額申請書(第5号様式)を理事会に提出しなければならない。

2. 理事会は、減額の審査を行うにあたって必要と認める書類の提出を保護者に求めることができる。
3. 理事会は、保育料を減額することを決定したときは、学童クラブ保育料減額承認通知書(第6号様式)を、減額しないことを決定したときは、学童クラブ保育料減額不承認通知書(第7号様式)を、利用者の保護者へ通知するものとする。

(保育料の徴収猶予)

第20条 理事会は、第13条第1項の規定に基づく申請があったときは、当該申請に係る決定を行うまで保育料の徴収を猶予することができる。

(休所手続)

第21条 利用者が疾病等の理由により

1ヶ月以上の長期間学童クラブを欠席する場合、理事会は保護者の申請により審議を行い、当該利用者を休所扱いとすることができる。

2. 原則として産休・育休・労災での休職等は認め、それ以外は理事会にて審議するものとする。
3. 利用者を休所させようとする保護者は、学童クラブ休所届(第10号様式)を理事会に提出しなければならない。
4. 休所期間中は、1ヶ月単位で保育料を免除することができる。ただし、月途中からの休所及び再入所に際して、当月分の免除は行わな

い。

5. 理事会は、休所の要件に該当せず、利用者の休所を承認できない場合は、その理由を付し、学童クラブ休所不承認通知書（第11号様式）により利用者の保護者に通知するものとする。

（退所手続）

第22条 年度の途中で利用者を退所させようとする保護者は、原則として1ヶ月前までに、学童クラブ退所届（第12号様式）を理事会に提出しなければならない。

（変更に係る手続き）

第23条 利用者の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出事項変更届（第13号様式）及び変更に伴う申請書類を速やかに理事会に提出しなければならない。

- (1) 保護者に変更があったとき
- (2) 保護者の住所又は連絡先に変更があったとき
- (3) 利用者の保育を必要とする状況に変更があったとき
- (4) 保育料の減額に関する状況に変更があったとき

第3章 施設

（設備の基準）

第24条 学童クラブには、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2. 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、学童クラブを開所している時間帯を通じて専ら当該学童クラブの用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。
3. 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
4. 施設設備の基準は別途定める。

（非常災害対策）

第25条 学童クラブは非常災害対策として、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 非常災害

- ① 避難及び消火に対する訓練を、必要に応じ、消防署と連携して、定期的に行う。
- ② 施設に防火管理者を置く必要のある学童クラブは、防火管理者研修を受ける。
- ③ 軽便消火器等の消防設備は、いつでも使える状態にしておくとともに、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける。

(2) 防犯

- ① 防犯ベルの設置等、防犯対策を講じる。
- ② 地域の警察との連携を密にする。
- ③ 防犯のための管理日誌を備える。

(3) 火災保険等

万が一の事故等に備え、火災保険等必要な損害保険に加入する。

第4章 職員

（職員の雇用）

第26条 学童クラブの会は、子どもとの安定的、継続的な関りが重要であることを鑑み、職員を長期的に安定した形態で雇用する。

2. 職員の雇用については、一般社団法人飯能市学童クラブの会就業規則等に定める。

（職員の職務内容）

第27条 正規指導員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの健全な育成と遊び及び生活の支援、ケガや事故の予防と対応、衛生管理、災害時の対応
- (2) 職員会議の企画と進行を担い、職員間の信頼し合える関係の構築に努める
- (3) 出欠席簿や保育日誌、業務日誌、事故報告、ヒヤリハット記録書の記録作成
- (4) 月1回以上の通信の発行と連絡帳等の記入
- (5) 年間・月間計画、勤務予定表の作成
- (6) 計画に基づいて保育を行った結果のまとめ

- (7) おやつ準備（手作りおやつなど）
- (8) 諸経費（消耗品・給食材料費・備品等の買出しを含む）の管理
- (9) 個々の保護者の相談対応、保護者会での保育報告や相談
- (10) 学校や家庭への必要に応じた連絡
- (11) 施設・設備・備品の管理
- (12) 子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究、遊びや活動の準備及び行事の企画
- (13) 学習会・研修会への参加及び職員全体に対する研修参加の呼びかけ
- (14) 地域への対応、行政との連絡及び対応
- (15) 関係機関との連携
- (16) 職員として知り得た情報の守秘義務の遵守
- (17) 子どもの心身状態を把握し、必要な対策をとること
- (18) 緊急時の連絡体制を整備し、対応を確立すること
- (19) 重要書類やその他の書類の保管、管理、整理
- (20) 指導員会の活動に参加し、学童クラブの会の運営を支える

2. パート職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの健全な育成と遊び及び生活の支援、ケガや事故の予防と対応、衛生管理、災害時の対応
- (2) 職員会議への出席
- (3) 出欠席簿や日報の記録作成
- (4) 手作りおやつやお昼づくりの補助
- (5) 子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究
- (6) 学習会・研修会への参加
- (7) 職員として知り得た情報の守秘義務の遵守
- (8) 子どもの心身状態を把握し、必要な対策をとること
- (9) 環境整備や衛生管理の補助
- (10) 行事準備の補助（壁画、誕生カードなどの作成補助）

（研修）

第28条 職員は、研修等を通じて、必要な知識

及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

第5章 管理・運営

（運営上の留意点）

第29条 学童クラブの会は、運営を行うに当たって、次の事項に十分留意しなければならない。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- (2) 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、学童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
- (3) 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
- (4) 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
- (5) 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。

（労働環境整備）

第30条 学童クラブの会は、職員の労働実態や意向を把握し、職員が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める。

- 2. 職員の健康管理や学童クラブの衛生管理の観点から、年1回健康診断を実施する。
- 3. 職員が業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、労災保険に加入する。また、職員の雇用形態に応じて、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する。

（衛生管理）

第31条 学童クラブの会と職員は、協力して次のとおり衛生管理に努める。

- (1) おやつ等の調理を行う職員について定期的に保菌検査を実施する。
- (2) 設備、食器等または飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (3) 必要な医薬品その他の医療品を備えると

ともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

- (4) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第31条の2 学童クラブの会は、利用者の安全の確保を図るため、クラブごとに、当該クラブの設備の安全点検、職員、利用者等に対するクラブ外での活動、取組等を含めたクラブでの生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他クラブにおける安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2. 学童クラブの会は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。
3. 学童クラブの会は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について収支する。
4. 学童クラブの会は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第31条の3 学童クラブの会は、利用者のクラブ外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握できる方法により、利用者の所在を確認する。

(事故発生時の対応)

第32条 学童クラブの会は、学童クラブ管理下

において事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 学童クラブの会は、学童クラブ管理下において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
3. 利用者及び保護者は、学童クラブの会及び学童クラブの保育や行事等の際に発生した事故について、学童クラブの会及び学童クラブの職員に対し、保険の対象を越える賠償請求をすることはできない。
4. 学童クラブの会は、やむを得ず誰かに損害を与えた場合や、利用者本人の怪我による通院等に対処するため、損害保険に加入し、保護者に加入の同意を求めるものとする。

(学童クラブ管理下からの離脱)

第33条 利用者がやむを得ず保護者の同伴なしに、帰宅及び一時的に学童クラブの管理下から外れ他所に行く必要がある場合は、保護者は事前に学童クラブの職員に申し出なければならない。

2. 前項の規定により利用者が帰宅途上及び他所に行っている間に発生した事故については、学童クラブの会及び学童クラブの職員は一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第34条 学童クラブの会の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 学童クラブの会は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(保護者との連絡)

第35条 学童クラブの会と職員は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(会計管理及び情報公開)

第 36 条 学童クラブの会は、保育料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行う。

2. 前項に定める会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開するように努める。

(業務継続計画の策定等)

第 36 条の 2 学童クラブの会は、クラブごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2. 学童クラブの会は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。
3. 学童クラブの会は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、業務継続計画の変更を行うよう努める。

第 6 章 緊急時の対応

(非常時の対応)

第 37 条 非常時の開所及び閉所等の対応については、利用者の安全を考慮し、別に定める基準により各学童クラブにおいて開所・閉所の決定を行う。

第 7 章 学校・地域との連携

(学校、地域、関係機関との連携)

第 38 条 学童クラブの会と職員は、学校、地域、市、関係機関と密接かつ相互に連携して支援に当たらなければならない。

第 8 章 苦情への対応

(苦情への対応)

第 39 条 学童クラブの会は、学童クラブの利用者もしくはその保護者等からの苦情又は問題発生時に迅速かつ適切に対応するために、苦情の窓口を設置するための必要な措置を講じる。

2. 学童クラブの会は、学童クラブの行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
3. 苦情解決の手順は別途定める。

第 9 章 虐待の防止のための措置

(虐待等の禁止)

第 40 条 学童クラブの職員は、利用者に対し、次に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること
- (3) 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の利用者による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他職員としての養育又は業務を著しく怠ること
- (4) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

第 10 章 保護者会

(保護者会)

第 41 条 学童クラブに保護者会を置く。

2. 保護者会は、指導員と共に学童クラブの活動の充実に努めるものとする。
3. 保護者会の運営にあたっては、学童クラブの会の規約を遵守するとともに、保護者会としての規約を定めるものとする。

4. 保護者会の活動費用は、各保護者会独自で定め、徴収するものとする。

付則

1. この規約は、2021年1月8日から施行する。
2. (別表3改正)
この規約は、2021年3月17日から施行し、改正後の保育料は2021年3月29日以降利用分から適用する。
3. (別表2改正)
この規約は、2021年4月30日から施行し、改正後の保育料は2021年6月分から適用する。
4. (第9条改正)
この規約は、2022年5月17日から施行し、2022年6月1日から適用する。
5. (別表3改正)
この規約は、2022年7月12日から施行し、改正後の保育料は2022年7月分から適用する。
6. (第9条、第31条改正、第31条の2、3、第36条の2新設)
この規約は2023年4月19日から施行する。

別表1（第4条関係）

名称	位置
飯一小どろんこクラブ	飯能市山手町 13-8
飯一小あおぞらクラブ	飯能市山手町 13-14
飯一小にじいろクラブ	飯能市山手町 13-8
双柳たけの子クラブ	飯能市双柳 1194
双柳きのこクラブ	飯能市双柳 1194
原市場かたくりクラブ	飯能市下赤工 519-1
原市場かたくりクラブ第2	飯能市下赤工 442-2

別表2（第10条関係）

徴収金の種類および区分			金額
入所金			10,000円
保育料 (月額)	共働き家庭	1～3年	11,000円
		4年	7,500円
		5年	7,000円
		6年	6,500円
	一人親世帯	1～3年	7,500円
		4年	6,500円
		5年	6,000円
		6年	5,000円
	共働き世帯 (兄弟の上)	1～3年	7,000円
		4年	6,500円
		5年	6,000円
		6年	5,500円
一人親世帯 (兄弟の上)	1～6年	4,000円	
同時に3人以上 利用する世帯 (3人目以上兄弟上)	1～6年	1,000円	

別表 3 (第 10 条関係)

徴収金の種類	対象	金額 (日額)
特別保育料	通常保育対象利用者の 1 日保育 (長期学校休 業期間・土曜日・開校 記念日等) 料	100 円
緊急保育料	上記以外の短期保育対 象児童の 1 日保育料	2,500 円

※徴収方法：徴収額は保育利用日数とする

